

社会福祉法人合併の手引き

令和5年7月

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課

はじめに

これまで社会福祉法人は、民間の社会福祉事業の自主性の尊重と経営基礎の安定等の要請から、社会福祉事業法（現・社会福祉法）に規定された特別法人として 1951 年（昭和 26 年）に制度化され、以来、長きにわたり社会福祉事業の主たる担い手として、地域福祉を支えてきています。

しかしながら、今後、生産年齢人口の減少が加速するとともに、利用者や地域の福祉ニーズ等が複雑化、多様化することが予想され、地域福祉の維持・発展が重要な課題になると考えられます。地域福祉を支える社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化していくことが想定されます。

このような中社会福祉法人が、地域における福祉サービスを持続し発展させて、地域への貢献活動等を行っていくためには、希望する法人において、法人間連携、合併、事業譲渡等を行うことが、有効な方策の一つであると考えられます。

合併の検討ポイント

合併を行う際には、まず、①法人の理念・経営戦略に沿うものか。②地域福祉の維持・発展に寄与するか。③地域住民の抱える地域生活課題に対応するものとなっているか。等その目的が明確でなければなりません。

合併における留意事項

1 行政への相談

合併の場合、所轄庁より合併認可を受ける必要があります。このため、合併申請を行うにあたっては、事前に所轄庁へ適宜相談することが必要です。

2 職員への事前説明・了解

合併後の給与、就業時間や休暇など職員の処遇について、合併前に、全職員に対して書面により説明を行い、職員の同意を得る必要があります。

また、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等退職手当共済について、手続き漏れにより、共済契約者及び被共済職員が不利益を被ることがないよう、独立行政法人福祉機構によく相談してください。

なお、合併により、職員の労働条件等が変更になった場合には、所轄の労働基準監督署へ変更後の就業規則を届け出ます。（労働基準法第 89 条）

3 利用者等への事前説明と理解の醸成

合併によって消滅する法人の利用者については、経営主体が変更になるため、合併前に、利用者や利用者家族へ十分な説明を行い、利用者同意のもと、利用契約の再締結の手続き（例：高齢者施設における入所契約及び重要事項説明書の説明）を実施することが必要です。

4 地域住民への事前説明

合併によって、特に地域における福祉サービスについて変更等が生じる場合には、地域住民や自治会への説明を行うことが望まれます。社会福祉法人の合併経緯及び今後の実施計画に関して理解を得ておくようにして下さい。

合併手続き等の手順

1 合意形成

- (1) 相手法人と協議を進めるために秘密保持契約（覚書等）を結びます。秘密保持契約の締結について、各法人の理事会にて承認を行います。
- (2) 合併する法人間で事前協議を十分に行い、互いに合併に向けた合意形成を図ります。
- (3) 合併契約の締結までに、様々な事項を法人間にて協議し調整を図ります。合併に向けた準備を円滑に進めるために、合併の大前提となる条件について「基本合意書」等を作成し、双方の法人間で合意を取り交わします。
- (4) 合併に向けた協議や事務作業を効率的に進めるため、「合併検討委員会（仮称）」を相互の法人が共同で設置します。

2 役員等の検討

(1) 吸収合併の場合

合併に伴い、理事、監事、評議員の定数を変更する場合は、定款変更をする必要があります。

(2) 新設合併の場合

「合併検討委員会（仮称）」で役員を選任します。設立当初の役員は、新たな法人設立後（登記完了後）定款に基づき遅延なく評議員を選任し、新たな評議員会において理事、監事を選任します。

3 合併契約書の作成（社会福祉法第 48 条）

合併内容に関して双方の合意が得られれば、合併契約書を作成し、双方の法人間で契約内容を検討します。各法人内の理事会で合併契約（案）の承認を行います。

(1) 吸収合併契約の項目（社会福祉法第 49 条、社会福祉法施行規則第 5 条の 11）

項目	説明
法人の名称及び住所	吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所
吸収合併がその効力を生ずる日	合併の登記予定日
職員の処遇	合併後の職員の雇用条件 (従前の労働条件が引き継がれることが前提です)

(2) 新設合併契約の項目(社会福祉法第 54 条の 5、社会福祉法施行規則第 6 条の 8)

項目	説明
消滅法人の名称及び住所	新設合併消滅法人の名称及び住所
新設法人の目的、名称、主たる事務所の所在地	新設合併設立法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地
新設法人の定款で定める事項	「社会福祉事業の種類」「役員に関する事項」等、定款で記載が求められている事項
合併がその効力を生ずる日	合併の登記予定日
職員の処遇	合併後の職員の雇用条件 (各法人の雇用条件と比較して、公平性・平等性を確保すること)

4 事前開示(社会福祉法第 51 条、第 54 条、第 54 条の 7)

合併契約について決議を行う評議員会の日から 2 週間前の日から、吸収合併の場合吸収合併消滅法人においては吸収合併の登記の日まで、吸収合併存続法人においては吸収合併の登記の日後 6 月を経過する日まで、新設合併の場合、新設合併登記の日まで、合併契約の内容、その他厚生労働省令で定める事項を、その主たる事務所に据え置かなくてはなりません。

(1) 吸収合併消滅法人の事前開示事項(社会福祉法施行規則第 6 条の 2)

- ① 吸収合併契約の内容
- ② 吸収合併存続法人に関する事項(相手法人から受領する必要があります)
 - ・ 定款
 - ・ 監査報告等(最終会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告の内容。
なお、最終会計年度がない場合には、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表の内容)
 - ・ 最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合は、吸収合併存続法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容
- ③ 吸収合併消滅法人に関する事項
 - ・ 最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合は、吸収合併消滅法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容
 - ・ 最終会計年度に係る貸借対照表(最終会計年度がないときは、吸収合併消滅法人の成立の日における貸借対照表)
- ④ 債務の履行の見込み
- ⑤ 評議員会の日から 2 週間前の日後の変更事項(吸収合併消滅法人における吸収合併承認の評議員会の日から 2 週間前の日より後、吸収合併登記の日までに、上記に掲げる事項に変更が生じたとき、変更後の当該事項)

(2) 吸収合併存続法人の事前開示事項（社会福祉法施行規則第6条の4）

- ① 吸収合併契約の内容
- ② 吸収合併消滅法人に関する事項（相手から受領する必要があります）
 - ・監査報告等（最終会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告の内容。なお、最終会計年度がない場合には、吸収合併消滅法人の成立の日における貸借対照表の内容）
 - ・最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合は、吸収合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容
 - ・清算法人の場合、貸借対照表
- ③ 吸収合併存続法人に関する事項
 - ・最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合は、吸収合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容
 - ・貸借対照表（最終会計年度がないときは、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表
- ④ 債務の履行の見込み
- ⑤ 評議員会の日の2週間前の日後の変更事項（吸収合併存続法人における吸収合併承認の評議員会の日の2週間前の日より後、吸収合併登記の日までに、上記に掲げる事項に変更が生じたとき、変更後の当該事項）

(3) 新設合併消滅法人の事前開示事項（社会福祉法施行規則第6条の9）

- ① 新設合併契約の内容
- ② 他の新設合併消滅法人に関する事項
 - ・監査報告等（最終会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告の内容。なお、最終会計年度がない場合には、他の新設合併消滅法人の成立の日における貸借対照表の内容）
 - ・最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容
 - ・清算法人の場合、貸借対照表
- ③ 当該新設合併消滅法人に関する事項
 - ・最終会計年度の末日後に重大な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容
 - ・貸借対照表（最終会計年度がないときは、新設合併設立法人の成立の日における貸借対照表）
- ④ 債務の履行の見込み
- ⑤ 評議員会の日の2週間前の日後変更事項（新設合併消滅法人における新設合併承認の評議員会の日の2週間前の日より後、新設合併登記の日までに、上記に

掲げる事項に変更が生じたとき、変更後の当該事項)

5 合併契約の締結(社会福祉法第 52 条、第 54 条の 2、第 54 条の 8)

各法人における評議員会の決議により、合併契約の承認が必要になります。

6 定款の作成および変更

(1) 吸収合併の場合

合併により存続する法人の定款に内容の変更があった場合は、定款変更の手続きを行います。

(2) 新設合併の場合(社会福祉法第 54 条の 10)

新しく設立される法人の定款は、「合併検討委員会(仮称)」で作成します。
この場合、所轄庁の認可を受けることは必要ありません。

7 所轄庁への申請(社会福祉法施行規則第 6 条)

所轄庁へ合併認可の申請及び定款変更の申請を行います。

(1) 吸収合併申請の添付書類

- ①合併理由書
- ②各法人の理事会議事録
- ③各法人の評議員会議事録
- ④存続する法人の定款
- ⑤消滅法人の財産目録及び貸借対照表
- ⑥消滅法人の負債を証明する書類
- ⑦合併後の存続法人の財産目録
- ⑧合併後の存続法人の事業計画書及び収支予算書
(合併日に属する会計年度及び次会計年度)
- ⑨合併後の存続法人の評議員、役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- ⑩評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または 3 親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類

(2) 新設合併申請の添付書類

- ①合併理由書
- ②各法人の理事会議事録
- ③各法人の評議員会議事録
- ④合併により設立する法人の定款
- ⑤各法人の財産目録及び貸借対照表
- ⑥各法人の負債を証明する書類
- ⑦合併により設立する法人の財産目録

- ⑧合併により設立する法人の事業計画書及び収支予算書
(合併日に属する会計年度及び次会計年度)
- ⑨合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- ⑩評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類

8 債権者保護手続き（社会福祉法第 53 条、第 54 条の 9）

- (1) 所轄庁から合併の認可を受けたら、貸借対照表の要旨を作成します。
- (2) 債権者保護の観点から、債権者に対して合併について異議を述べる機会を設ける必要があります。合併認可を受けたときは、債権者に対して、異議があれば2か月又はそれ以上の期間を設定し、異議を申し述べるよう公告を行うことが義務付けられています。公告は官報によって行います。
- (3) 金融機関など明確な債権者に対しては、個別に催告書を送付し、異議の有無を確認するとともに、異議がない場合は、承諾した旨を書面で取り付けることが望ましいでしょう。
- (4) 債権者が合併に対して異議を述べた場合には、これを弁済するか、もしくは相当の担保を提供するか、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託します。

9 法務局への登記手続き（社会福祉法第 50 条、第 54 条の 6）

- (1) 合併により消滅する法人については、合併後の存続法人を代表すべき者（新設の場合新設法人を代表する者）が、存続法人（新設法人）の主たる事業所を所轄する法務局を経由して、合併の登記の申請と同時に解散登記を行います。
- (2) 合併により法人を設立する場合には、所轄庁から合併の認可を受け、債権者への公告・催告期間が終了した日から2週間以内に、主たる事業所の所在地において、所轄の法務局へ登記を申請します。

登記時に必要な書類

書 類	説 明
定款	【吸収合併】存続する法人の変更済の定款 【新設合併】設立する法人の変更済の定款
合併契約書	相互の法人で交わした合併契約書
評議員会の議事録	合併の承認を得た際の評議員会の議事録
所轄庁の合併許可書	所轄庁から受け取った合併認可書
公告及び催告したことを証する書面	公告を掲載したことを証するもの（公告を掲載した官報の原本など）や債権者へ送付した催告書の写し及び債権者から取り付けた承諾書の原本

異議を述べた債権者に対する 弁済(担保提供・信託)証書	異議を述べた債権者がいる場合には、当該債権者へ 弁済したこと、担保を供したこと、または信託を行 ったことを証する書面 異議を述べる債権者がいない場合には、その旨を記 載した書類
役員を選任を証する書面	合併後の法人の理事・監事を評議員会で決議した際 の議事録
理事長の就任承諾書	【吸収合併】存続する法人で理事長になる者の就任 承諾書、ただし、存続する法人で引き続き理事長と なる場合は不要 【新設合併】設立する法人で理事長になる者の就任 承諾書
消滅法人の登記事項証明書	消滅法人が管轄区域外にある場合は、消滅法人の登 録事項証明書の原本
財産目録	【吸収合併】合併後に存続する法人の財産目録 【新設合併】合併後に設立される法人の財産目録
代理人によって申請する場合 は委任状	理事長以外が申請をするとき

(3) 不動産について、吸収合併の場合、消滅する法人の不動産の権利は、存続法人へ引き継がれます。また、新設法人の場合、新設法人へすべての不動産の権利が移転されることから、不動産登記を怠らないことが必要です。

10 事後開示

新設合併後に設立した法人は、「新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項」をその主たる事務所に備え置きます。(社会福祉法第54条の11)

事後開示事項(社会福祉法施行規則第6条の7、第6条の11)

- ・ 登記日・・・設立した法人の登記日
- ・ 債権者保護手続き・・・債権者保護手続きの経過を記載したもの
- ・ 承継した重要な権利義務・・・消滅社会福祉法人から承継した重要な権利事務
- ・ 事前開示事項(吸収合併の場合のみ)・・・消滅社会福祉法人が据え置いた書面または電磁的記録に、記載又は記録がされた事項について、改めて開示します。
- ・ その他・・・上記のほか、合併に関する重要な事項

11 会計・税務処理

(1) 合併の会計処理

吸収合併の場合、消滅法人は、通常と同様の決算手続きにより、仮決算を行

います。合併に当たって、当該仮決算で算定した資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価格を存続法人に引き継ぎます。

新設法人の場合は、双方の法人で仮決算を行い、資産等の結合を行います。

適正な帳簿価格を引き継ぐにあたっての留意点

論点	具体例	処理方針
過去の誤謬の修正	消滅法人が耐用年数を誤って、減価償却計算を行っていた場合	存続法人への引継ぎ前に修正し、適正な帳簿価格とした上で合併の会計処理を行う。
会計方針の統一による勘定科目残高の修正	存続法人の会計方針に統一するため、消滅法人の引当金の残高が修正される場合	存続法人への引継ぎ後に修正する。

(2) 社会福祉充実計画（社会福祉法第 55 条の 3、社会福祉法施行規則第 6 条の 18）

既存の社会福祉充実計画がある場合は、合併による事業環境の変化に伴い、社会福祉充実計画を変更する必要があるか検討します。検討の結果、社会福祉充実計画の変更が必要であると判断した場合には、所轄庁の承認または届出が必要となります。

(3) 税務処理

合併契約により、承継する権利義務によって税務処理は異なるため、税務署等への確認を行いながら処理を進める必要があります。また、合併により事業規模が拡大することで、消費税等の新たな課税義務が生じる可能性があります。

- ・ 存続法人は、消滅法人の納税義務を承継します。
- ・ 合併で年間収入額が 8,000 万円を超えると「公益法人等の損益計算書等の提出」義務が生じます。

《租税特別措置法第 40 条の規定の適用》

合併により、租税特別措置法第 40 条の規定の適用を受けた寄附財産を継承する場合であって、引き続き同条の適用を受けようとする場合には、合併の日の前日までに、所轄の税務署を経由して国税庁長官あてに必要な書類を提出する必要があります。

1.2 規程・システムなどの整備

- (1) 合併後の法人運営や業務遂行に支障が生じないように、各種規程・マニュアル等の整備・統合を行います。
- (2) 各法人が把握している各種委員会の運営について検討し、必要に応じて規程等の修正を行います。
- (3) 情報システム、経理システムなど各種システムの統合を行います。
- (4) 名義変更が必要なものは、合併後の法人名に変更します

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併）

申請者	甲	主たる事務所の所在地			
		ふりがな 名 称			
		代表者の氏名			
	乙	主たる事務所の所在地			
		ふりがな 名 称			
		代表者の氏名			
申請年月日			年 月 日		
合併する理由					
ふりがな 合併により消滅する法人の名称					
合併後 存続する 法人	主たる事務所の所在地				
	ふりがな 名 称				
	事業 の 種類	社会福 祉事業	第1種		
			第2種		
	公益事業				
収益事業					

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併）

申請者	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	代表者の氏名			
	設立事務 共同執行者	住所		
		氏名		
	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	代表者の氏名			
設立事務 共同執行者	住所			
	氏名			
申請年月日		年 月 日		
合併する理由				
合併により設立する法人	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名 称			
	事業の種類	社会福祉事業	第1種	
			第2種	
	公益事業			
収益事業				

資 産	内 訳									
	純 額 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事 業用財産	④収益事 業用財産	⑤積極 財産① +②+ ③+④	⑥負債			
		①基本財産	②運用財産							
円	円	円	円	円	円	円				
合 併 に よ り 設 立 さ る べ き 人 者	理事 監事 の別	氏 名	代表 権の 有無	親族等 特殊関 係人の 有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福祉法人 の代表者への就任 状況	
					学識 経験	地域 福祉 関係	施設 長	その 他	有 無	法人名
	評議員会の有無			評議員の定数						

合併認可申請書の添付書類

作成上の留意事項

原本の写しを添付する場合は、適切な証明権者の原本証明を行ったものを添付すること。

(1) 吸収合併申請の添付書類

- ①合併理由書
- ②各法人の理事会議事録
- ③各法人の評議員会議事録
- ④存続する法人の定款
- ⑤消滅法人の財産目録及び貸借対照表
- ⑥消滅法人の負債を証明する書類
- ⑦合併後の存続法人の財産目録
- ⑧合併後の存続法人の事業計画書及び収支予算書
(合併日に属する会計年度及び次会計年度)
- ⑨合併後の存続法人の評議員、役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- ⑩評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類

(2) 新設合併申請の添付書類

- ①合併理由書
- ②各法人の理事会議事録
- ③各法人の評議員会議事録
- ④合併により設立する法人の定款
- ⑤各法人の財産目録及び貸借対照表
- ⑥各法人の負債を証明する書類
- ⑦合併により設立する法人の財産目録
- ⑧合併により設立する法人の事業計画書及び収支予算書
(合併日に属する会計年度及び次会計年度)
- ⑨合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- ⑩評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類